政令第三十六号

覚せい剤原料を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）別表第九号の規定に基づき、この政令を制定する。

覚せい剤原料を指定する政令（平成八年政令第二十三号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一号を加える。

三　二・六―ジアミノ―N―（一―フェニルプロパン―二―イル）ヘキサンアミド、その塩類及びこれらのいずれかを含有する物

附　則

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

厚生労働大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　安倍　晋三

南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年二月二十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三十七号

南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第五条第八項の規定に基づき、この政令を制定する。

南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令（平成二十三年政令第三百四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「平成三十年二月二十八日」を「平成三十年五月三十一日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
外務大臣　河野　太郎
防衛大臣　小野寺五典